

# 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

令和 5 年 10 月 31 日

清水建設株式会社  
第一設備工業株式会社

令和 5 年 10 月 31 日

東京都中央区京橋二丁目 16 番 1 号  
清水建設株式会社  
代表取締役 井 上 和 幸

東京都港区芝浦四丁目 15 番 33 号  
第一設備工業株式会社  
代表取締役社長 田 島 久 男

清水建設株式会社（以下「清水建設」といいます。）と第一設備工業株式会社（以下「第一設備工業」といいます。）は、令和 5 年 10 月 31 日を株式交換の効力発生日として、清水建設を株式交換完全親会社、第一設備工業を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。本株式交換に関し、会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により書面に記載し、開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

令和 5 年 10 月 31 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

第一設備工業に対し、本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

第一設備工業は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、令和 5 年 9 月 15 日付で、第一設備工業の株主に対し、株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である清水建設の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項による株式の買取請求を行った第一設備工業の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

第一設備工業は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はございません。

ん。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

本株式交換については、会社法第 789 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条第 2 項柱書本文の規定により、本株式交換は簡易株式交換にあたり、本株式交換の差止請求は認められておりませんので、該当事項はございません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

清水建設は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定により、令和 5 年 9 月 15 日付で、清水建設の株主に対し、株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である第一設備工業の商号及び住所を電子公告いたしました。なお、会社法第 796 条第 2 項柱書本文の規定により、本株式交換は簡易株式交換にあたり、株式の買取請求は認められておりませんので、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求に係る手続について、該当事項はございません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

本株式交換については、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により清水建設に移転した第一設備工業の株式の数は、458,912 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 清水建設は、会社法第 796 条第 2 項柱書本文の規定により、株式交換契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、同法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した清水建設の株主の有する株式の数の合計は 30,300 株でした。当該株式数は、会社法第 796 条第 3 項及び会社法施行規則第 197 条に規定する数を下回ります。

- (2) 第一設備工業は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、株式交換契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。
- (3) 清水建設は、本株式交換に際して、本株式交換により清水建設が第一設備工業の発行済株式（清水建設が保有する第一設備工業の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時の第一設備工業の株主名簿に記載または記録された株主（清水建設を除きます。）に対し、その所有する第一設備工業の普通株式 1 株につき清水建設の普通株式 0.9 株の割合をもって割当交付いたしました。清水建設が交付した株式の合計は 413,020 株です。
- (4) 清水建設の資本金及び準備金の額について、本株式交換に伴う変動はありません。

以 上